

○独立行政法人福祉医療機構職員給与規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 7 号)

改正	平成 15 年 12 月 1 日	平成 16 年 3 月 31 日	平成 16 年 9 月 30 日
	平成 16 年 12 月 28 日	平成 17 年 5 月 1 日	平成 17 年 6 月 23 日
	平成 17 年 12 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日	平成 18 年 6 月 21 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 19 年 11 月 30 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 21 年 12 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 22 年 12 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 27 日
	平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 12 月 27 日	平成 26 年 3 月 31 日
	平成 26 年 11 月 19 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 29 日
	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 11 月 28 日
	平成 29 年 3 月 31 日	平成 30 年 1 月 26 日	平成 30 年 3 月 28 日
	平成 31 年 1 月 25 日	令和 2 年 1 月 23 日	令和 2 年 3 月 27 日
	令和 5 年 1 月 19 日	令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 12 月 1 日
	令和 6 年 12 月 5 日	令和 6 年 12 月 26 日	令和 7 年 3 月 28 日
	令和 7 年 5 月 21 日	令和 7 年 7 月 23 日	令和 7 年 12 月 23 日
	令和 8 年 3 月 30 日		

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 3 条)

第 2 章 基本給

第 1 節 基本給の決定(第 4 条－第 12 条)

第 2 節 基本給の支給方法(第 13 条－第 16 条)

第 3 章 諸手当(第 17 条－第 26 条)

第 4 章 補則(第 27 条－第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の職員(以下「職員」という。)の給与の支給については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 基本給

ア 本俸

イ 役職手当

ウ 扶養手当

(2) 諸手当

ア 特別都市手当

イ 住居手当

ウ 時間外勤務手当

エ 通勤手当

オ 単身赴任手当

カ 管理職員特別勤務手当

キ 特別手当

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令若しくは別に定めるものがあるときは、通貨以外のもので支払い、又は給与の一部を控除して支払うことができる。
- 2 職員に対して給与の支払いをするときは、その都度、別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第2章 基本給

第1節 基本給の決定

(本俸)

- 第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じ、独立行政法人福祉医療機構職員本俸基準表(別表)により決定する。

(初任給の決定)

- 第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

大学卒業 2 等級 1 号俸
短大卒業 1 等級 25 号俸
高等学校卒業 1 等級 17 号俸
中学校卒業 1 等級 1 号俸

- 2 前項の規定により定められた職員の初任給が、他の職員との均衡上著しく不当な場合においては、前項の規定にかかわらず、学歴、職歴及び経験年数を勘案し増額することができる。

(昇格)

- 第6条 職員が次の各号の一に該当する場合は、別に定める職務に対応する等級に昇格させることができる。

- (1) 室長又は次長から部長に昇格したとき。
- (2) 課長から部長、室長又は次長に昇格したとき。
- (3) 課長代理から課長に昇格したとき。
- (4) 係長から課長代理に昇格したとき。
- (5) 係員から係長に昇格したとき。
- (6) 前各号以外で特に昇格させることが適当と認められるとき。

- 2 前項に規定する部長、課長、課長代理及び係長には、これらの職に相当する職を含むものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、昇格に関し必要な事項は別に定める。

(昇給)

- 第7条 職員の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 4 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(昇給の時期)

- 第8条 前条第1項に定める職員の昇給の日は、別に定める場合を除き、毎年4月1日とする。

(昇格、昇給等の実施)

- 第9条 第5条に規定する初任給の決定並びに第6条及び第7条に規定する昇格及び昇給の実施については、別に定める基準によるものとする。

(降給の実施)

第9条の2 独立行政法人福祉医療機構就業規則（平成15年規程第5号。以下「就業規則」という。）

第43条の2に規定する降格のほか、降給の実施については、別に定める基準によるものとする。

（役職手当）

第10条 役職手当は、審議役、部長又は支店長の職にある者にあつては月額130,000円、室長又は次長の職にある者にあつては月額110,000円、課長、グループリーダー又は調査役の職にある者のうち、別に定めるものにあつては月額100,000円、その他のものにあつては80,000円を支給する。

2 課長代理、チームリーダー又は上席システム専門職の職にある者のうち、別に定めるものにあつては、その者の本俸月額に100分の8の割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項による額が、別に定める基準による額から、その職員が受ける本俸及び扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その職員に支給する役職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その差し引いた額の範囲内の額とする。

4 第19条に規定する時間外勤務手当は、第1項に規定する者には支給しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、職務の等級が7等級である職員に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次の各号の一に該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（3） 満60歳以上の父母及び祖父母

（4） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職務の等級が6等級である職員にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給手続きについて必要な事項は、支給細則で定める。

第12条 削除

第2節 基本給の支給方法

（本俸の支給日）

第13条 職員の本俸は、当月分を毎月25日（その日が就業規則第13条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日（以下「支給定日」という。））に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

（採用、退職等の場合の本俸の支給）

第14条 新たに職員になった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職し、又は就業規則第46条第1号から第3号まで若しくは同規則第47条の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。

3 職員が就業規則第46条第4号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の本俸の全額を支給する。

- 4 職員が就業規則第 45 条第 1 項第 4 号に規定する死亡退職に当たるときは、その死亡の日の属する月の本俸の全額を支給する。

(本俸の日割計算)

- 第 15 条 本俸を支給する場合にあっては、採用、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当及び扶養手当の支給)

- 第 16 条 役職手当の支給については、第 13 条から第 15 条までの規定を、扶養手当の支給については第 13 条の規定を準用する。

第 3 章 諸手当

(特別都市手当)

- 第 17 条 特別都市手当は、本俸、役職手当及び扶養手当の月額合計額に東京都特別区に在勤する職員にあっては 100 分の 16、大阪府大阪市に在勤する職員にあっては 100 分の 9 を乗じて得た額を支給する。

- 2 東京都特別区に在勤する職員が、大阪府大阪市に異動した場合(東京都特別区に引き続き 6 箇月を超えて在勤していた場合に限る。)においては、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間、次の各号に掲げる特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から 3 年を経過するまでの間に東京都特別区に異動した場合を除く。

(1) 当該異動の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間 東京都特別区に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる特別都市手当(当該異動の日の前日における特別都市手当の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による特別都市手当。次号において同じ。)

(2) 当該異動の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 前号の特別都市手当に 100 分の 80 を乗じて得た額

- 3 国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人(機構を除く。)、地方公共団体又は国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)の職員が国等の機関の任命権者の要請に応じ退職し、引き続き職員となり、大阪府大阪市に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。

- 4 特別都市手当の支給については、第 13 条から第 15 条までの規定を準用する。

(住居手当)

- 第 18 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(職員宿舍及び公務員宿舍に居住している職員その他支給細則で定める職員を除く。)

(2) 第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員宿舍及び公務員宿舍を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。

(時間外勤務手当)

第 19 条 時間外勤務手当は、就業規則第 14 条の規定により、勤務時間外又は休日に勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 時間外勤務が午前 5 時から午後 10 時までの間にあるときは、1 時間当たりの給与額に 100 分の 125(その勤務が休日の場合は、100 分の 135)を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(2) 時間外勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるときは、1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が休日の場合は、100 分の 160)を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額

(3) 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務をした時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、1 時間当たりの給与額に 100 分の 150(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175)を乗じて得た額

2 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、本俸月額、役職手当及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を当該年度の 1 年間における 1 箇月の平均所定勤務時間数(暦日数から休日日数を減じたものに 1 日の所定勤務時間数を乗じ、12 で除したもの)で除して得た額とする。

3 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

4 時間外勤務手当は、1 箇月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

(通勤手当)

第 20 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 2 キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員を除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じ別に定める額

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに採用された職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として別に定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 7 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として別に定める場合にあつては、その翌月)の別に定める日に支給する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
- 10 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は支給細則で定める。
(単身赴任手当)

第21条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤

することが通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円(支給細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が支給細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて支給細則で定める額を加算した額)とする。
- 3 国等の機関に使用される者であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して支給細則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして支給細則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。
- 5 前 4 項に規定する支給細則で定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。
(管理職員特別勤務手当)

第 22 条 第 10 条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で同条第 4 項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第 1 項に規定する場合 同項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額(ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額)
 - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 前 2 項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。
(特別手当)

第 23 条 特別手当は期末手当及び奨励手当とする。

- 2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この項、第 4 項、次条、第 25 条、第 32 条第 2 項及び附則(平成 23 年 4 月 1 日)第 2 項第 4 号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の支給細則で定める日(次条及び第 25 条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても支給細則で定める場合を除き同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に国家公務員の例に準じて支給細則に定める割合により計算した額とする。
- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額とする。

- 5 職員の職務の等級が3等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額にその者の職制上の段階、職務の等級等を考慮して次表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本俸月額に次表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

表ア

職員	加算割合
職務の等級7等級及び6等級の職員	100分の20
職務の等級5等級の職員	100分の15
職務の等級4等級の職員	100分の10
職務の等級3等級の職員	100分の5

表イ

職務の区分	割増率
審議役、部長、支店長、室長又は次長	100分の23以内
課長又はグループリーダー若しくは調査役	100分の14以内

- 6 奨励手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、次項、第8項、第32条第3項及び附則(平成23年4月1日)第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の支給細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員についても支給細則で定める場合を除き同様とする。
- 7 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に支給細則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額にそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を加算した額を基礎として国家公務員の例に準じて支給細則に定める割合により計算した額を超えてはならない。
- 8 前項の奨励手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額とする。
- 9 第5項の規定は、第7項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは、「第8項」と読み替えるものとする。
- 10 国等の機関の職員から引き続き機構の職員となった者で理事長が指定する者については、その者が国等の機関に在職した期間は、第3項及び第7項に規定する在職期間の算定に当たっては、これに含まれるものとする。
- 11 前10項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は支給細則で定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第47条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第26条 前2条の規定は、第23条第6項の規定による奨励手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「第2項」とあるのは「第6項」と、「基準日」とあるのは「前条第6項に規定する基準日」と、「支給日」とあるのは「前条第6項に規定する支給細則で定める日」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(給与の減額)

第27条 就業規則第21条の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第28条 職員が傷病により欠勤したときは、その欠勤の期間が90日に達するまでは基本給、特別都市手当及び住居手当の全額を支給する。なお、就業規則第20条第5項の規定により、その欠勤の期間が90日を超えるとときは、90日を超える期間については、扶養手当、住居手当はその全額を、本俸、特別都市手当はその半額を支給する。

- 2 就業規則第21条の規定により無届欠勤として取り扱われる場合を除き、前項以外の理由により欠勤(就業規則第17条に規定する遅刻、早退を含む。)したときは、欠勤日数年12日に限り基本給、特別都市手当及び住居手当の全額を支給し、それ以外の欠勤した期間については、扶養手当は全額を、本俸、特別都市手当及び住居手当はその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱)

第29条 前項の規定にかかわらず、就業規則第50条第2項、同規則第51条第3項又は同規則第52条第2項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休日等の取扱)

第 30 条 休日(日曜日及び土曜日を除く。)、就業規則第 23 条に規定する年次有給休暇、同規則第 26 条に規定する特別有給休暇及び同規則第 28 条に規定する休暇のうち有給休暇とされる日については、給与の全額を支給する。

(介護休業者の取扱い)

第 31 条 就業規則第 29 条に規定する介護休業については、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 19 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

2 前項の規定により給与額を減額する場合において、その給与期間において勤務すべき全時間が介護休業であった場合又は本俸及びこれに対する特別都市手当の額から減額すべき金額がその給与期間に対する本俸及びこれに対する特別都市手当の額より大であるか若しくはこれに等しい場合の減額すべき給与額は、その給与期間に対する本俸及びこれに対する特別都市手当の額とする。

3 前 2 項に定める事項のほか、介護休業者に係る給与の減額に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者等の取扱い)

第 32 条 就業規則第 29 条に規定する育児休業をしている者の当該育児休業期間については、給与を支給しない。

2 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間(休暇の期間その他就業規則に基づき勤務を要しないとされる期間のうち次の各号に掲げる期間を除いた期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(1) 就業規則第 29 条に規定する育児休業をしていた期間

(2) 就業規則第 58 条第 4 号の規定により停職にされていた期間

(3) 就業規則第 40 条の規定により休職にされていた期間(職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合を除く。)

3 基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る奨励手当を支給する。

4 育児時間及び介護時間(就業規則第 29 条の規定により別に定めるもの)として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、その勤務しない 1 時間につき、第 19 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

5 前 3 項に定める事項のほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業者等の取扱い)

第 32 条の 2 就業規則第 29 条の 2 に規定する配偶者同行休業をしている者の当該配偶者同行休業期間については、給与を支給しない。

(休職者の給与)

第 33 条 就業規則第 42 条第 2 項の規定による休職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合は、休職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第 40 条の規定により休職を命ぜられた場合は、役職手当を除く基本給、特別都市手当、住居手当及び期末手当(ウに掲げる場合は期末手当は除く。)に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 同条第 1 項第 1 号の規定により休職を命ぜられた場合 100 分の 80

イ 同条同項第 2 号の規定により休職を命ぜられた場合 当該休職期間が満 1 年に達するまでは 100 分の 80

当該休職期間が満 1 年を超えるときは 100 分の 60

ウ 同条同項第 3 号の規定により休職を命ぜられた場合 100 分の 60

エ 同条同項第 4 号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(懲戒の場合の給与)

第 34 条 就業規則第 58 条の規定に基づく懲戒処分を行った場合の給与については、別に定める。

(端数の処理)

第 35 条 給与の各項目の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。
- 2 機構の設立の際、社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員に任命された者の事業団の職員であった期間は機構の職員であったものとみなして、この規程の規定を適用する。
- 3 削除
- 4 平成 11 年 4 月 1 日(以下「基準日」という。)前から引き続き社会福祉・医療事業団職員本俸基準表の適用を受けていた職員のうち、基準日において 55 歳を超えている職員の昇給については、第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、58 歳まで昇給させることができる。
- 5 基準日前から引き続き社会福祉・医療事業団職員本俸基準表の適用を受けていた職員のうち、基準日において 53 歳を超え、55 歳を超えていない職員については、第 7 条第 4 項本文の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、2 回に限り昇給をさせることができ、基準日において 50 歳を超え、53 歳を超えていない職員については、同項本文の規定にかかわらず、55 歳に達した日後も、1 回に限り昇給をさせることができる。ただし、基準日において 53 歳を超えていない職員のうち、休職、育児休業又は介護休業等により、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が 55 歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 6 基準日以後に新たに社会福祉・医療事業団職員本俸基準表または独立行政法人福祉医療機構職員本俸基準表の適用を受けることとなった職員のうち、独立行政法人福祉医療機構職員退職手当支給規程(平成 15 年規程第 9 号)第 7 条第 1 項に規定する国家公務員等となり、国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者(基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続いて職員となった日(以下「復帰日」という。)までの間において、国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかった期間がないもの及び基準日前において国家公務員等として在職していたことがある者で、基準日前の直近の国家公務員等として在職していた日から当該引き続いて職員となった日(以下「採用日」という。)までの間において、国家公務員等として在職していなかった期間がないものに限る。)で、基準日において 50 歳を超え、58 歳を超えていない職員の 55 歳に達した日後における昇給については、前項本文の規定を準用する。ただし、基準日において 53 歳を超えていない職員のうち、復帰日又は採用日が 55 歳に達した日後である職員で復帰日又は採用日における俸給月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたもの及び休職、育児休業又は介護休業等により、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が 55 歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
- 7 第 7 条第 1 項及び第 3 項ただし書きの規定は、平成 16 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間、適用しない。

附 則(平成 15 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 15 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、本改正後の第 23 条第 2 項から第 5 項までの規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 事業団の職員であった者で引き続き機構の職員となった者にあつては、平成 15 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 9 月 30 日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)にお

いて事業団の職員として受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第21条第2項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額合計額(機構設立後に職員となった者にあつては、新たに職員となった日において受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の月額合計額)に100分の1.07を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から11月までの月数(同年4月1日から実施日の前日までの期間において、事業団又は機構の職員として在職しなかった期間がある場合、休職期間(就業規則第42条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。)がある場合又は第32条第5項に規定する部分休業による給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に事業団の職員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成16年3月31日)

- 1 この改正は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施の際、現に改正前の第17条第2項の規定を受けている職員に対する改正後の同条第2項の規定の適用については、同条第2項中「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。

附 則(平成16年9月30日)

この規程の一部改正は、平成16年10月1日から実施する。

附 則(平成16年12月28日)

- 1 この規程の一部改正は、平成17年1月1日から実施する。
- 2 改正前の職員給与規程の規定による職務の等級の号俸(以下「旧等級号俸」という。)を受ける職員の平成17年1月1日(以下「切替日」という。)における等級号俸は、その者の旧等級号俸に対応する附則別表の本俸切替表に定める号俸とする。
- 3 前項の本俸切替表に基づき切替日に受けることとなった本俸、役職手当及び特別都市手当の月額の合計額が、切替日の前日に旧職員給与規程の規定により受けていた本俸、役職手当及び特別都市手当の月額の合計額を下回る場合は、切替日から平成19年3月31日までの間(以下「経過期間」という。)に限り、その差額(100円未満切り捨て。以下「経過的支給額」という。)を支給する。ただし、切替日以降の経過期間において昇格又は昇給した者にあつては、当該昇格又は昇給による増加額(手当等の増加による特別都市手当の増加額を含む。)を控除した額を経過的支給額として支給する。
- 4 職員給与規程(平成15年10月1日規程第7号)附則第3項を次のように改める。

「3 削除」

- 5 改正前の第17条第2項の附則の適用を受けている者にあつては、切替日の前日まで、なお従前の例による。切替日以降、同条第2項中「1年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成17年3月31日のいずれか早い日」とする。
- 6 前各号に定めるもののほか、この一部改正に伴い、必要な事項は理事長が別に定める。

附則別表

本俸切替表(附則第2項関係)

部長		次長		課長	
現	新	現	新	現	新
1 甲 1		1 甲 1		1 乙 1	
1 甲 2		1 甲 2		1 乙 2	5—1
1 甲 3		1 甲 3	6—1	1 乙 3	5—2
1 甲 4		1 甲 4	6—2	1 乙 4	5—3
1 甲 5		1 甲 5	6—3	1 乙 5	5—4
1 甲 6	7—1	1 甲 6	6—4	1 乙 6	5—5
1 甲 7	7—2	1 甲 7	6—5	1 乙 7	5—6
1 甲 8	7—3	1 甲 8	6—6	1 乙 8	5—7
1 甲 9	7—4	1 甲 9	6—7	1 乙 9	5—8
1 甲 10	7—5	1 甲 10	6—8	1 乙 10	5—9
1 甲 11	7—6	1 甲 11	6—9	1 乙 11	5—10
1 甲 12	7—7	1 甲 12	6—10	1 乙 12	5—11
1 甲 13	7—8	1 甲 13	6—11	1 乙 13	5—12
1 甲 14	7—9	1 甲 14	6—12	1 乙 14	5—13
1 甲 15	7—10	1 甲 15	6—13	1 乙 15	5—14
1 甲 16	7—11	1 甲 16	6—14	1 乙 16	5—15
1 甲 17	7—12	1 甲 17	6—15	1 乙 17	5—16
1 甲 18	7—13	1 甲 18	6—16	1 乙 18	5—17
1 甲 19	7—14	1 甲 19	6—17	1 乙 19	5—18
	7—15		6—18	1 乙 20	5—19
	7—16		6—19	1 乙 21	5—20
	7—17		6—20	1 乙 22	5—21
	7—18		6—21		5—22
	7—19		6—22		
	7—20				

課長代理			係長			係員			
現		新	現		新	現	新	現	新
3—1			4—1		3—1	5—1	2—1	6—1	1—1
3—2			4—2		3—2	5—2	2—2	6—2	1—2
3—3			4—3		3—3	5—3	2—3	6—3	1—3
3—4		4—1	4—4		3—4	5—4	2—4	6—4	1—4
3—5	2—1	4—2	4—5	3—1	3—5	5—5	2—5	6—5	1—5
3—6	2—2	4—3	4—6	3—2	3—6	5—6	2—6	6—6	1—6
3—7	2—3	4—4	4—7	3—3	3—7	5—7	2—7	6—7	1—7
3—8	2—4	4—5	4—8	3—4	3—8	5—8	2—8	6—8	1—8
3—9	2—5	4—6	4—9	3—5	3—9	5—9	2—9	6—9	1—9
3—10	2—6	4—7	4—10	3—6	3—10	5—10	2—10	6—10	1—10
3—11	2—7	4—8	4—11	3—7	3—11	5—11	2—11	6—11	1—11
3—12	2—8	4—9	4—12	3—8	3—12	5—12	2—12	6—12	1—12
3—13	2—9	4—10	4—13	3—9	3—13	5—13	2—13	6—13	1—13

3—14	2—10	4—11	4—14	3—10	3—14	5—14	2—14	6—14	1—14
3—15	2—11	4—12	4—15	3—11	3—15	5—15	2—15	6—15	1—15
3—16	2—12	4—13	4—16	3—12	3—16	5—16	2—16	6—16	1—16
3—17	2—13	4—14	4—17	3—13	3—17	5—17	2—17	6—17	1—17
3—18	2—14	4—15	4—18	3—14	3—18	5—18	2—18	6—18	1—18
3—19	2—15	4—16	4—19	3—15	3—19	5—19	2—19	6—19	1—19
3—20	2—16	4—17	4—20	3—16	3—20	5—20	2—20	6—20	1—20
3—21	2—17	4—18	4—21	3—17	3—21	5—21	2—21	6—21	1—21
3—22	2—18	4—19	4—22	3—18	3—22	5—22	2—22	6—22	1—22
	2—19	4—20	4—23	3—19	3—23				
	2—20	4—21	4—24	3—20	3—24				
	2—21	4—22	4—25	3—21	3—25				
	2—22	4—23	4—26	3—22	3—26				
	2 特 1	4—24	4 特 1	3 特 1	3 特 1				
		4—25	4 特 2	3 特 2	3 特 2				
			4 特 3	3 特 3	3 特 3				

(備考) 新等級号俸への切替えにあたっては、平成 15 年 10 月 1 日附則第 7 項の規定により、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日までの間、第 7 条第 1 項及び第 3 項ただし書きに該当する者については、昇給があったものとみなして現在受けている号俸の直近上位の号俸に切替える。

(注) 本俸切替表中「現」は改正前の職員給与規程に定める本俸基準表を、「新」は改正後の職員給与規程に定める本俸基準表を示している。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。
- この改正の前日に課長代理の役職手当の支給を受けていた者で、この規程の一部改正の実施日以降、課長代理の役職手当の支給を受けられなくなる者にあつては、施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 6 の割合を乗じて得た額(昇給月が平成 17 年 7 月、10 月及び平成 18 年 1 月の者にあつては、当該昇給日の前日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 8 の割合を乗じて得た額)、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 3 の割合を乗じて得た額(昇給月が平成 18 年 7 月、10 月及び平成 19 年 1 月の者にあつては、当該昇給日の前日までの間、その者の本俸月額に 100 分の 6 の割合を乗じて得た額)を支給する。ただし、経過期間において上位の職に昇格した者を除く。

附 則(平成 17 年 6 月 23 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 6 月 23 日から実施し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。
- 平成 17 年 6 月期の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。
- 平成 16 年 12 月 31 日に旧 2 等級の号俸を受けていた課長代理又は室長代理(平成 17 年 4 月 1 日に昇格した者を除く。)及び旧 3 等級の号俸を受けていた係長(主査を含む。)については、第 23 条第 5 項表アの加算割合に、切替日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、100 分の 4、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、100 分の 2 をそれぞれ加算する。

附 則(平成 17 年 12 月 1 日)

- この規程の一部改正は、平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

- 2 平成 17 年 12 月の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。
- 3 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から実施日の前日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員として受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年 4 月から 11 月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間がある場合、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。)がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 17 年 6 月に機構の職員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 4 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 実施日の前日において、年金資金運用基金(以下「基金」という。)の職員であつた者で、引き続き機構の職員となった者の基金の職員であつた期間は機構の職員であつたものとみなす。

附 則(平成 18 年 6 月 21 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 6 月 21 日から実施し、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 平成 18 年度の特別手当の支給に当たっては、第 23 条第 2 項及び第 6 項に規定する基準日(以下「基準日」という。)現在において職員が受けるべき本俸の月額が平成 16 年 12 月 31 日においてその者が受けていた本俸の月額に 100 分の 94 を乗じて得た額を下回るときは、本俸の月額はその差額(100 円未満切り捨て)を基準日現在に受けるべき本俸の月額に加算した額として算定するものとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 19 年 11 月 30 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 19 年 11 月 30 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 実施日の前日において別表の本俸基準表の適用を受けていた職員の実施日における号俸は、次項に規定する職員を除き、実施日の前日においてその者が属していた職務の級、その者が受けていた号俸(以

下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて、附則別表の本俸切替表に定める号俸とする。

- 3 実施日の前日において別表の本俸基準表に定める職務の等級における最高の号俸を超える本俸月額を受けていた職員の実施日における号俸は、同表に定める最高の号俸とする。
- 4 次の各号に掲げる職員の、第2項に規定するその者が旧号俸を受けていた期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 今次改正等がないものとした場合における実施日以後の最初の昇給について、実施日前において昇給延伸の事由に該当した職員(次号及び第3号に掲げる職員を除く。) 実施日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸を受けたとみなす日から実施日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 実施日の前日において次に掲げる職員であった者 0
 - イ 就業規則第40条の規定により休職を命ぜられていた職員
 - ロ 就業規則第29条の規定により育児休業をしていた職員
 - (3) 前号イ及びロに掲げる職員、就業規則第19条に規定する欠勤又は同規則第29条に規定する介護休業のため引き続き勤務しない職員となった後、実施日前に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、調整の時期に達していなかったもの 今次改正等がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日から実施日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 今次改正等がないものとした場合において改正前の職員給与規程第7条第4項の規定により実施日以後の昇給がないこととなる職員(前二号に掲げる職員を除く。) 0
- 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 6 前項の規定については、第10条、第17条、第19条及び第23条の適用にあっても同様とする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、この附則の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則(平成21年4月1日)

この規程の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。

附 則(平成21年12月1日)

- 1 この規程の一部改正は、平成21年12月1日から実施する。
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第23条第2項から第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者)にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第21条第2項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間(就業規則第42条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。)がある場合又は就業規則第29条に規定する育児休業又は第32条第5項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 63 号俸まで
2 等級	1 号俸から 24 号俸まで
3 等級	1 号俸から 8 号俸まで

- (2) 平成 21 年 6 月に減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額(給与規程附則(平成 21 年 12 月 1 日)第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該本俸月額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額(給与規程附則(平成 21 年 12 月 1 日)第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあっては、平成 22 年 3 月 31 日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.22 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

附 則(平成 22 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が 4 等級以上である者に限る。以下この項、次項及び第 8 項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第 28 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額

- (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第 7 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額
- イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 前項(第 4 号及び第 5 号を除く。以下この項において同じ。)に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。
- 4 第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成 22 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当(第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。)の月額の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数(同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間(就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間(本俸の全額を支給された期間を除く。))をいう。)がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 57 号俸まで
3 等級	1 号俸から 40 号俸まで
4 等級	1 号俸から 16 号俸まで

- (2) 平成 22 年 6 月に減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
- 6 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 職員給与規程附則(平成 20 年 4 月 1 日)第 5 項を次のように改める。
- 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額(給与規程附則(平成 22 年 12 月 1 日)第 5 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあつては、平成 22 年 11 月 30 日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.83 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあつては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 8 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「同日後」とする。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が 4 等級以上である者に限る。以下この項、次項及び第 4 項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第 28 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額に、100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第 23 条第 9 項において準用する同条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第 7 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額
- (6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額

イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 前項(第 4 号及び第 5 号を除く。以下この項において同じ。)に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。

4 第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附則別表

本俸切替表

旧号俸	旧等級 経過期間	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
1	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	2	2	2	2
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	3	3	3	3
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	4	4	4	4
	12 月以上	5	5	5	5	5	5	5
2	3 月未満	5	5	5	5	5	5	5
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	6	6	6	6
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	7	7	7	7
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	8	8	8	8
	12 月以上	9	9	9	9	9	9	9
3	3 月未満	9	9	9	9	9	9	9
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	10	10	10	10
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	11	11	11	11
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	12	12	12	12
	12 月以上	13	13	13	13	13	13	13
4	3 月未満	13	13	13	13	13	13	13
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	14	14	14	14
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	15	15	15	15
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	16	16	16	16
	12 月以上	17	17	17	17	17	17	17
5	3 月未満	17	17	17	17	17	17	17
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	18	18	18	18
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	19	19	19	19
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	20	20	20	20
	12 月以上	21	21	21	21	21	21	21

6	3 月未滿	21	21	21	21	21	21	21
	3 月以上 6 月未滿	22	22	22	22	22	22	22
	6 月以上 9 月未滿	23	23	23	23	23	23	23
	9 月以上 12 月未滿	24	24	24	24	24	24	24
	12 月以上	25	25	25	25	25	25	25
7	3 月未滿	25	25	25	25	25	25	25
	3 月以上 6 月未滿	26	26	26	26	26	26	26
	6 月以上 9 月未滿	27	27	27	27	27	27	27
	9 月以上 12 月未滿	28	28	28	28	28	28	28
	12 月以上	29	29	29	29	29	29	29
8	3 月未滿	29	29	29	29	29	29	29
	3 月以上 6 月未滿	30	30	30	30	30	30	30
	6 月以上 9 月未滿	31	31	31	31	31	31	31
	9 月以上 12 月未滿	32	32	32	32	32	32	32
	12 月以上	33	33	33	33	33	33	33
9	3 月未滿	33	33	33	33	33	33	33
	3 月以上 6 月未滿	34	34	34	34	34	34	34
	6 月以上 9 月未滿	35	35	35	35	35	35	35
	9 月以上 12 月未滿	36	36	36	36	36	36	36
	12 月以上	37	37	37	37	37	37	37
10	3 月未滿	37	37	37	37	37	37	37
	3 月以上 6 月未滿	38	38	38	38	38	38	38
	6 月以上 9 月未滿	39	39	39	39	39	39	39
	9 月以上 12 月未滿	40	40	40	40	40	40	40
	12 月以上	41	41	41	41	41	41	41
11	3 月未滿	41	41	41	41	41	41	41
	3 月以上 6 月未滿	42	42	42	42	42	42	42
	6 月以上 9 月未滿	43	43	43	43	43	43	43
	9 月以上 12 月未滿	44	44	44	44	44	44	44
	12 月以上	45	45	45	45	45	45	45
12	3 月未滿	45	45	45	45	45	45	45
	3 月以上 6 月未滿	46	46	46	46	46	46	46
	6 月以上 9 月未滿	47	47	47	47	47	47	47
	9 月以上 12 月未滿	48	48	48	48	48	48	48
	12 月以上	49	49	49	49	49	49	49
13	3 月未滿	49	49	49	49	49	49	49
	3 月以上 6 月未滿	50	50	50	50	50	50	50
	6 月以上 9 月未滿	51	51	51	51	51	51	51
	9 月以上 12 月未滿	52	52	52	52	52	52	52
	12 月以上	53	53	53	53	53	53	53
14	3 月未滿	53	53	53	53	53	53	53
	3 月以上 6 月未滿	54	54	54	54	54	54	54
	6 月以上 9 月未滿	55	55	55	55	55	55	55
	9 月以上 12 月未滿	56	56	56	56	56	56	56
	12 月以上	57	57	57	57	57	57	57
15	3 月未滿	57	57	57	57	57	57	57
	3 月以上 6 月未滿	58	58	58	58	58	58	58
	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	59	59	59	59

	9 月以上 12 月未滿	60	60	60	60	60	60	60
	12 月以上	61	61	61	61	61	61	61
16	3 月未滿	61	61	61	61	61	61	61
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	62	62	62	62
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	63	63	63	63
	9 月以上 12 月未滿	64	64	64	64	64	64	64
	12 月以上	65	65	65	65	65	65	65
17	3 月未滿	65	65	65	65	65	65	65
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	66	66	66	66
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	67	67	67	67
	9 月以上 12 月未滿	68	68	68	68	68	68	68
	12 月以上	69	69	69	69	69	69	69
18	3 月未滿	69	69	69	69	69	69	69
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	70	70	70	70
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	71	71	71	71
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	72	72	72	72
	12 月以上	73	73	73	73	73	73	73
19	3 月未滿	73	73	73	73	73	73	73
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	74	74	74	74
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	75	75	75	75
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	76	76	76	76
	12 月以上	77	77	77	77	77	77	77
20	3 月未滿	77	77	77	77	77	77	77
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	78	78	78	77
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	79	79	79	77
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	80	80	80	77
	12 月以上	81	81	81	81	81	81	77
21	3 月未滿	81	81	81	81	81	81	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	82	82	82	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	83	83	83	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	84	84	84	
	12 月以上	85	85	85	85	85	85	
22	3 月未滿	85	85	85	85	85	85	
	3 月以上 6 月未滿	85	85	86	86	85	85	
	6 月以上 9 月未滿	85	85	87	87	85	85	
	9 月以上 12 月未滿	85	85	88	88	85	85	
	12 月以上	85	85	89	89	85	85	
23	3 月未滿			89	89			
	3 月以上 6 月未滿			90	90			
	6 月以上 9 月未滿			91	91			
	9 月以上 12 月未滿			92	92			
	12 月以上			93	93			
24	3 月未滿			93	93			
	3 月以上 6 月未滿			94	94			
	6 月以上 9 月未滿			95	95			
	9 月以上 12 月未滿			96	96			
	12 月以上			97	97			
25	3 月未滿			97	97			

	3 月以上 6 月未満			98	97			
	6 月以上 9 月未満			99	97			
	9 月以上 12 月未満			100	97			
	12 月以上			101	97			
26	3 月未満			101				
	3 月以上 6 月未満			101				
	6 月以上 9 月未満			101				
	9 月以上 12 月未満			101				
	12 月以上			101				

附 則(平成 24 年 3 月 27 日)

- この規程の一部改正は、平成 24 年 3 月 27 日から実施し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。ただし、第 27 条及び第 28 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 前項ただし書きの実施の日前から引き続き傷病により欠勤している職員の給与については、第 27 条及び第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 23 条第 2 項から第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から翌年 2 月 29 日までの間に職員以外の者又は職員であって職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本俸、役職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第 21 条第 2 項に規定する支給細則で定める額を除く。以下同じ。）の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から実施日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から実施日の前日までの期間において、職員として在職しなかった期間、休職期間（就業規則第 42 条の規定により休職にされていた期間（本俸の全額を支給された期間を除く。）をいう。）がある場合又は就業規則第 29 条に規定する育児休業又は第 32 条第 5 項に規定する部分休業により給与の減額期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 65 号俸まで
3 等級	1 号俸から 48 号俸まで
4 等級	1 号俸から 24 号俸まで
5 等級	1 号俸から 10 号俸まで

- 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額
- 前項第 1 号に規定する基礎額及び前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。

5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額（給与規程附則(平成 24 年 3 月 1 日) 第 5 項第 1 号に規定する減額改定対象職員にあつては、平成 24 年 2 月 29 日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.34 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあつては、当該昇格又は昇給

による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

- 6 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、職員に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本俸月額 当該職員の本俸月額に当該職員の職務の等級に応じそれぞれ次の表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

職務の等級	割合
2 等級以下	100 分の 4.77
3 等級から 4 等級まで	100 分の 7.77
5 等級以上	100 分の 9.77

- (2) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

- (3) 特別都市手当 当該職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する特別都市手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

- (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

- (5) 奨励手当 当該職員が受けるべき奨励手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

- (6) 第 33 条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 33 条第 1 号 前各号に定める額

イ 第 33 条第 2 号ア又はイ前段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 33 条第 2 号イ後段の規定 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

エ 第 33 条第 2 号ウ 第 1 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額

オ 第 33 条第 2 号エ 第 1 号、第 3 号及び第 4 号に定める額に、同号エの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 7 第 6 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に 12 を乗じて得た額を 1 週間当たりの勤務時間数に 52 を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 8 特例期間においては、附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、第 5 項第 1 号中「本俸月額に」とあるのは「本俸月額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 2 号中「役職手当の月額に」とあるのは「役職手当から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 2 号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第 3 号中「本俸月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「本俸月額に対する特別都市手当の月額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 5 号中「奨励手当の額」とあるのは「奨励手当の額から附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項第 5 号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 6 号ア中「前各号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた前各号」と、同号イ、ウ及びオ中「第 1 号、第 3 号及び第 4 号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた第 1 号、第 3 号及び第 4 号」と、同号エ中「第 1 号及び第 3 号」とあるのは「第 7 項の規定により読み替えられた第 1 号及び第 3 号」と、第 6 項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則

（平成 23 年 4 月 1 日）第 4 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 9 第 6 項から第 8 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日)

この規程の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日)

この規程の一部改正は、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日)

この規程の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 26 年 11 月 19 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 26 年 11 月 19 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 職員給与規程附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を次のように改める。
 - 5 第 3 項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額（実施日における職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級号俸欄に掲げるものである職員（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、平成 27 年 3 月 31 日においてその者が受けていた本俸月額に 100 分の 99.5 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

職務の等級	号俸
3 等級	91 号俸から 101 号俸まで
4 等級	65 号俸から 97 号俸まで
5 等級	67 号俸から 85 号俸まで
6 等級	69 号俸から 85 号俸まで
7 等級	57 号俸から 77 号俸まで

- 3 実施日の前日から引き続き本俸基準表の適用を受ける職員で、その者の受ける本俸月額が、実施日において改正前の本俸基準表及び附則（平成 20 年 4 月 1 日）第 5 項を適用するものとした場合に受けることとなる本俸月額（実施日後副参事となった者にあっては、当該額に 100 分の 90 を乗じて得た額。以下この項において「基準額」という。）に達しないこととなる者（別に定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、本俸月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成 23 年 4 月 1 日）第 2 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に 100 分の 98 を乗じて得た額）を本俸として支給する。ただし、実施日において第 6 条の規定により昇格した職員にあっては、当該昇格が行われなかったとした場合に同日において改正前の本俸基準表の適用により受けることとなる本俸月額を基準額とする。

- 4 第3項の規定による本俸を支給される職員に関する第10条第2項、第19条第2項及び第23条第5項（第23条第9項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「本俸月額」とあるのは「本俸月額と附則（平成27年3月31日）第2項の規定による本俸の額の合計額」とする。
- 5 実施日から平成30年3月31日までの間における第21条の適用については、「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

附 則(平成28年2月29日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年3月1日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。

5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、実施日の前日において受けていた本俸月額（実施日における職務の等級及び号俸が次の表の職務の等級号俸欄に掲げるものである職員にあっては、平成27年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に1,100円を加算して得た額とする。）に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

職務の等級	号俸
1 等級	1 号俸から 85 号俸まで
2 等級	1 号俸から 85 号俸まで
3 等級	1 号俸から 101 号俸まで
4 等級	1 号俸から 97 号俸まで
5 等級	1 号俸から 85 号俸まで
6 等級	1 号俸から 85 号俸まで
7 等級	1 号俸から 77 号俸まで

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなし、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成28年3月に支給する。

附 則(平成28年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。
附則（平成27年3月31日）5中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則(平成28年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成27年3月31日）の一部を次のように改正する。
附則（平成27年3月31日）5中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則(平成28年11月28日)

- 1 この規程の一部改正は、平成28年12月1日から実施し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成27年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなし、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成 28 年 12 月に支給する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、前項による改正後の独立行政法人福祉医療機構職員給与規程（以下この附則において「新職員給与規程」という。）第 11 条及び第 12 条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、前項による改正前の独立行政法人福祉医療機構職員給与規程（以下この附則において「旧職員給与規程」という。）第 11 条及び第 12 条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第 11 条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「10,000 円」と、「6,500 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 8,000 円とし、その他の扶養親族は 6,500 円」と、「11,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円、その他の扶養親族は 9,000 円」とする。
 - (2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、旧職員給与規程第 11 条及び第 12 条の規定を適用する。この場合において、旧職員給与規程第 11 条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「6,500 円」と、「6,500 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円とし、その他の扶養親族は 6,500 円」と、「11,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族（子に限る。）は 10,000 円、その他の扶養親族は 6,500 円」とする。
- 3 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給については、新職員給与規程第 11 条第 1 項ただし書並びに第 12 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、新職員給与規程第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が 6 等級」とあるのは「が 6 等級以上」と、「6 等級職員」とあるのは「6 等級以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（7 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 7 等級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（7 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、7 等級職員から 7 等級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、7 等級職員以外の職員から 7 等級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 7 等級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（7 等級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「6 等級職員が 6 等級職員及び 7 等級職員」とあるのは「6 等級以上職員が 6 等級以上職員」と、同項第 6 号中「6

等級職員及び7等級職員」とあるのは「6等級以上職員」と、「が6等級職員」とあるのは「が6等級以上職員」とする。

附 則(平成30年1月26日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年2月1日から実施し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則(平成20年4月1日)第5項を次のように改める。
 - 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成29年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成30年2月に支給する。

附 則(平成30年3月28日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、職員(職務の等級が5等級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本俸月額 当該特定職員の本俸月額(当該特定職員が第28条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により支給される本俸月額、職員給与規程附則(令和5年3月31日)第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては同項の規定により支給される本俸月額。以下同じ。)に100分の0.5を乗じて得た額
 - (2) 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (3) 特別都市手当 当該特定職員の本俸月額に対する特別都市手当の月額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.5を乗じて得た額
 - (5) 奨励手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額(第23条第9項において準用する同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表アの職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(同項に規定する管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、本俸月額に同項表イの職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される奨励手当に係る同条第7項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.5を乗じて得た額
 - (6) 第33条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 第33条第1号 前各号に定める額

イ 第33条第2号ア又はイ前段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第33条第2号イ後段の規定 第1号、第3号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額

エ 第33条第2号ウ 第1号及び第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額

オ 第33条第2号エ 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同号エの規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 3 前項（第4号及び第5号を除く。以下この項において同じ。）に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合その他同項の減ずる額の日割計算については、第14条及び第15条の規定を準用する。
- 4 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第19条第1項、第27条、第31条第1項及び第32条第5項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第19条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額に100分の0.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成31年1月25日)

- 1 この規程の一部改正は、平成31年2月1日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
 - 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成30年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、平成31年2月に支給する。

附 則(令和2年1月23日)

- 1 この規程の一部改正は、令和2年2月1日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 職員給与規程附則（平成20年4月1日）第5項を次のように改める。
 - 5 第3項の規定により実施日の本俸月額が、平成31年3月31日においてその者が受けていた本俸月額に400円を加算して得た額に達しないこととなる職員には、その差額を含めた額を本俸月額とする。ただし、実施日以降に昇格又は昇給した職員にあっては、当該昇格又は昇給による増加額を当該差額から控除し、昇格又は昇給後の本俸月額に控除後の差額を加算した額を本俸月額とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和2年2月に支給する。

附 則(令和2年3月27日)

この規程の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和5年1月19日)

- 1 この規程の一部改正は、令和5年2月1日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和5年2月に支給する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 当分の間、職員の本俸月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の本俸月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、管理職員で第 10 条第 4 項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

附 則(令和 5 年 12 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 5 年 12 月 1 日から実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和 5 年 12 月に支給する。

附 則(令和 6 年 12 月 5 日)

この規程の一部改正は、令和 6 年 12 月 5 日から実施する。

附 則(令和 6 年 12 月 26 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 7 年 1 月 1 日から実施し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和 7 年 1 月に支給する。

附 則(令和 7 年 3 月 28 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の等級が 6 等級である職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

附 則(令和 7 年 5 月 21 日)

この規程の一部改正は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。

附 則(令和 7 年 7 月 23 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 7 年 8 月 1 日から実施する。ただし、改正規定による第 19 条の規定の適用については、令和 4 年 7 月 1 日から適用することができる。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、遅滞なく支給する。
- 3 職員給与規程附則（平成 30 年 3 月 28 日）第 4 項を次のように改める。

4 第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 19 条第 1 項、第 27 条、第 31 条第 1 項及び第 32 条第 5 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 19 条第 2 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額、役職手当及びこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を当該年度の 1 年間における 1 箇月の平均所定勤務時間数(暦日数から休日日数を減じたものに 1 日の所定勤務時間数を乗じ、12 で除したもの)で除して得た額に 100 分の 0.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則(令和 7 年 12 月 23 日)

- 1 この規程の一部改正は、令和 8 年 1 月 1 日から実施する。ただし、第 17 条第 1 項及び別表の改正規定については、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、改正前の規定に基づいて支給された給与との差額は、令和 8 年 1 月に支給する。
- 3 適用日からこの規程の一部改正の実施日の前日までに退職をした職員（理事長の要請に応じ、引き続いて国家公務員等となるため退職をした職員（独立行政法人福祉医療機構職員退職手当支給規程（平成 15 年規程第 9 号）第 7 条第 3 項における対象者を準用。）を除く。）の令和 7 年度の給与の額については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月 30 日)

この規程の一部改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

別表

独立行政法人福祉医療機構本俸基準表

(令和 7 年 4 月 1 日適用)

等級 号俸	7 等級	6 等級	5 等級	4 等級	3 等級	2 等級	1 等級
1	493,300	459,300	402,500	329,100	273,400	246,300	168,800
2	496,100	461,800	405,000	331,000	275,000	247,500	170,000
3	498,800	464,300	407,900	332,400	276,200	248,800	171,200
4	501,600	467,100	410,800	334,500	277,200	250,000	172,400
5	504,300	470,100	413,700	337,000	278,400	251,100	173,700
6	507,000	472,900	416,700	339,200	279,500	252,200	175,100
7	509,800	475,600	419,600	342,000	280,700	253,300	176,400
8	512,600	478,400	422,400	344,500	282,000	254,500	177,700
9	515,300	481,200	425,200	347,400	283,200	255,700	179,000
10	518,200	483,700	428,200	350,400	284,400	256,900	180,300
11	521,000	486,200	430,700	353,300	285,600	258,100	181,600
12	523,900	488,900	433,600	356,300	286,900	259,200	182,900
13	526,400	491,200	436,200	358,900	288,000	260,300	184,200
14	529,000	493,600	438,600	361,600	289,400	261,400	185,600
15	531,700	496,100	441,300	364,300	291,100	262,400	187,000
16	534,400	498,700	444,100	366,800	292,500	263,400	188,400
17	536,900	501,200	446,600	369,300	294,900	264,400	189,900
18	539,500	503,700	449,400	371,900	296,500	265,400	191,600
19	542,100	506,400	452,200	374,700	298,800	266,400	193,300
20	544,600	509,100	455,100	377,500	300,900	267,400	194,900
21	547,100	511,600	457,900	380,100	302,900	268,400	196,500
22	549,500	514,200	460,700	382,900	304,900	269,500	198,100
23	552,000	516,800	463,400	385,900	306,700	270,500	199,800
24	554,600	519,300	466,000	388,700	309,000	271,500	201,400
25	557,000	521,800	468,700	391,000	310,800	272,500	202,700
26	559,300	524,200	471,300	393,600	312,200	273,500	204,100
27	561,800	526,600	473,900	396,100	313,800	274,500	205,800

28	564, 200	529, 000	476, 400	398, 300	315, 500	275, 500	207, 100
29	566, 300	531, 500	479, 200	400, 700	316, 800	276, 500	208, 500
30	568, 400	533, 800	481, 100	403, 100	318, 600	277, 500	210, 300
31	570, 700	536, 100	483, 000	405, 400	320, 100	278, 300	212, 100
32	572, 900	538, 300	484, 900	407, 700	321, 900	279, 200	213, 600
33	575, 100	540, 500	486, 700	410, 200	323, 800	280, 100	215, 200
34	577, 300	542, 700	488, 500	412, 600	325, 800	281, 000	216, 700
35	579, 300	544, 900	490, 300	414, 900	327, 200	281, 900	218, 100
36	581, 500	547, 000	492, 200	417, 100	328, 700	282, 800	219, 600
37	583, 700	549, 100	493, 900	419, 700	330, 700	283, 700	221, 100
38	584, 700	550, 200	495, 700	422, 000	332, 600	284, 600	222, 500
39	585, 700	551, 300	497, 500	424, 300	334, 500	285, 500	224, 000
40	586, 700	552, 400	499, 200	426, 700	336, 200	286, 400	225, 600
41	587, 700	553, 500	501, 100	429, 300	337, 900	287, 300	227, 400
42	588, 600	554, 600	502, 900	430, 900	339, 600	288, 100	228, 900
43	589, 500	555, 700	504, 700	432, 200	341, 400	288, 900	230, 500
44	590, 300	556, 600	506, 400	433, 600	343, 100	289, 700	232, 000
45	591, 100	557, 600	508, 000	435, 000	344, 700	290, 500	233, 200
46	591, 900	558, 600	509, 000	436, 500	346, 200	291, 300	234, 200
47	592, 700	559, 600	509, 900	437, 900	348, 100	292, 100	235, 200
48	593, 500	560, 600	510, 700	439, 400	349, 900	292, 900	236, 100
49	594, 300	561, 600	511, 500	440, 900	351, 100	293, 700	237, 100
50	595, 100	562, 600	512, 300	442, 400	352, 300	294, 500	237, 900
51	595, 900	563, 500	513, 200	443, 900	353, 500	295, 300	238, 800
52	596, 700	564, 400	514, 100	445, 400	354, 700	296, 000	239, 700
53	597, 400	565, 300	514, 900	446, 900	356, 000	296, 800	240, 700
54	598, 100	566, 100	515, 600	448, 400	357, 200	297, 600	241, 500
55	598, 800	566, 900	516, 300	449, 800	358, 400	298, 400	242, 300
56	599, 500	567, 700	516, 900	451, 200	359, 600	299, 200	243, 100
57	600, 100	568, 500	517, 400	452, 600	360, 600	300, 000	243, 900
58	600, 700	569, 300	517, 900	453, 600	361, 600	300, 800	244, 800
59	601, 200	570, 100	518, 500	454, 600	362, 600	301, 600	245, 500
60	601, 700	570, 800	519, 100	455, 600	363, 600	302, 400	246, 000
61	602, 200	571, 500	519, 700	456, 600	364, 600	303, 200	246, 800
62	602, 600	572, 200	520, 200	457, 500	365, 700	304, 000	247, 500
63	603, 000	572, 900	520, 700	458, 400	366, 600	304, 800	248, 100
64	603, 400	573, 600	521, 200	459, 300	367, 500	305, 600	248, 700
65	603, 800	574, 400	521, 800	460, 000	368, 400	306, 400	249, 400
66	604, 200	575, 100	522, 300	460, 800	369, 300	307, 000	250, 000
67	604, 500	575, 800	522, 800	461, 400	370, 200	307, 700	250, 400
68	604, 800	576, 500	523, 100	462, 100	371, 000	308, 300	250, 900
69	605, 100	577, 100	523, 400	462, 700	371, 900	309, 000	251, 100
70	605, 400	577, 700	523, 700	463, 300	372, 800	309, 700	251, 500
71	605, 700	578, 300	524, 100	463, 800	373, 700	310, 500	251, 800
72	606, 000	578, 800	524, 500	464, 300	374, 600	311, 300	252, 600
73	606, 300	579, 200	524, 900	464, 600	375, 400	311, 900	253, 100
74	606, 600	579, 600	525, 200	464, 900	376, 300	312, 500	253, 500
75	606, 900	580, 000	525, 500	465, 100	377, 200	313, 000	253, 900

76	607, 200	580, 400	525, 700	465, 300	378, 000	313, 600	254, 300
77	607, 500	580, 700	525, 900	465, 500	378, 700	314, 100	254, 700
78		581, 000	526, 100	465, 800	379, 500	314, 500	255, 200
79		581, 300	526, 300	466, 100	380, 300	314, 900	255, 700
80		581, 700	526, 500	466, 300	381, 200	315, 300	256, 200
81		582, 000	526, 700	466, 500	382, 000	315, 600	256, 500
82		582, 300	526, 900	466, 700	382, 700	315, 900	257, 000
83		582, 500	527, 100	466, 900	383, 500	316, 200	257, 400
84		582, 700	527, 300	467, 100	384, 200	316, 600	257, 700
85		582, 900	527, 500	467, 300	384, 900	316, 900	258, 000
86				467, 500	385, 600		
87				467, 700	386, 200		
88				468, 000	386, 800		
89				468, 200	387, 400		
90				468, 400	387, 900		
91				468, 600	388, 300		
92				468, 800	388, 800		
93				469, 000	389, 200		
94				469, 200	389, 700		
95				469, 400	390, 100		
96				469, 600	390, 600		
97				469, 800	390, 800		
98					391, 000		
99					391, 200		
100					391, 400		
101					391, 600		

(備考) 副参事の本俸月額、この表に定める額の 100 分の 90 とする。